

高原町立狭野小学校いじめ防止基本方針

高原町立狭野小学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定され、それを受け、「高原町いじめ防止基本方針」が策定されたことから、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「高原町立狭野小学校いじめ防止基本方針」を定める。

もくじ

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等に関する取組

- 1 いじめの防止等の対策のための組織
- 2 いじめ防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止の取組
 - (2) いじめの早期発見の措置
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) インターネット上のいじめへの対策
- 3 その他の留意事項
- 4 重大事態への対応

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 「高原町いじめ防止基本方針」における「いじめの定義」を含む。

2 いじめの理解

- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。
- 暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）は、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。
- 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命や身体に重大な危機を生じさせうる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、観衆や傍観者の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行う。

（1）いじめの未然防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの未然防止の観点にたち、教職員一体となった継続的な取組を行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことを指導し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を認め、人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する。
- いじめの背景にあるストレス等の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育んだり、児童が自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努めたりする。
- 地域、家庭と一体となつていじめの問題に取り組む。

（2）いじめの早期発見

- 早期発見がいじめへの迅速な対応の基本であることから、職員や保護者をはじめ、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する。

- いじめ早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめが認知されたときは、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で、組織的に対応し、適切な指導を行う。
- 平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図っておくとともに、組織的な対応を可能とする体制を整備しておく。

(4) 地域や家庭との連携

- いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進するのために、組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- 平素から警察や児童相談所等と情報を共有したり、学校以外の相談窓口について児童や保護者に周知したりするなど、関係機関と連携を図る。

第2 いじめの防止等に関する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織

- いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会（スマイル委員会）」を設置し、月1回定例会を、いじめ事案発生時は緊急に会を開催する。児童からの訴えを対応不要であると個人で判断せずに報告、相談し、複数の目による状況の見立てを行う。
- 構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭とする。必要と判断した場合は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の派遣を依頼する。
- 活動内容は、学校いじめ防止基本方針作成・見直し、いじめ防止プログラムの作成・見直し、いじめに関する調査結果や報告等の情報共有、いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定、要配慮児童への支援方針の決定等とする。

2 いじめの防止等に関する措置 【資料1】【資料2】参照

(1) いじめの防止の取組

ア 望ましい人間関係づくりのために児童が主体となって行う活動

- 児童会の企画による全校や縦割り班で遊ぶ日の実施
- 友達のよさやがんばりを称賛し合う場の設定
- 朝のボランティア活動やあいさつ運動の実施
- 異学年児童による縦割り班清掃の実施

イ 児童の規範意識、自己存在感、人権感覚を育むために、教職員が主体となって行う活動

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施
- 教育相談週間の設定
- 教科や特別活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

ウ 地域・家庭との連携

- P T A 総会や学校評議員会等での学校の方針説明
- 学校評議員会における連携体制づくり
- 家庭訪問や個人面談での保護者との情報共有
- オープンスクールによる地域との連携
- いじめ防止に関する研修会や講演会の実施

(2) いじめの早期発見の措置

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 **【資料3】【資料4】参照**

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知
- スクールソーシャルワーカーによる相談の受け入れ（月1回）

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ・不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置 【資料5】参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- 教師個人で問題性の軽重を判断せず、いじめの事実について生徒指導主事（いじめ・不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 事実関係や指導・支援の経過等については、町教育委員会に適宜報告するが、調査の時点で重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任し、組織的に対応する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の

実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び県教育委員会並びに警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ・不登校対策委員会の委員や学級担任等と連携して組織的な対応に努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へも通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、経過をいじめ・不登校対策委員会で共有し、いじめの再発防止に努める。

キ 出席停止の措置等

- いじめられた児童が安心して学校その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

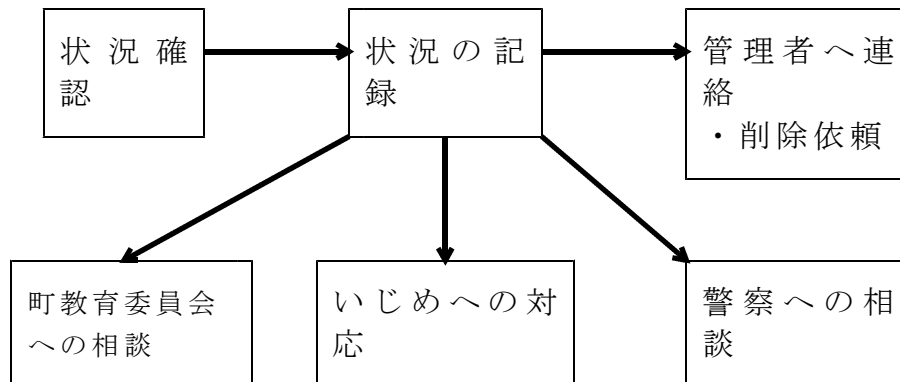
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、総合的な学習の時間における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯教室・SNSやスマートフォンについての講話等）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修等を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況が実効的なものになっているかどうかを点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校評議員会等で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体

的な対応をしていく。

- ① 教育委員会との連携
 - 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
 - スクールソーシャルワーカーの活用
 - 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対応

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策専門委員会）に協力する。

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 理由があいまいな欠席（2日以上）が複数回ある場合

※ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 基本方針の策定から3年を目途年とし、国及び県並びに町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。